

若狭地区の文化財の保存・継承の実態調査に関する研究

Study on Survey of Preservation and Inheritance of Cultural Heritages in Wakasa Area

崔明姫¹・金玟淑²・谷口仁士³・冷泉為人⁴・大前知也⁵・鐘ヶ江秀彦⁶

Mingji Cui, Minsuk Kim, Hitoshi Taniguchi, Tamehito Reizei,
Tomoya Omae and Hidehiko Kanegae

¹立命館大学専門研究員 衣笠総合研究機構 (〒603-8341 京都市北区小松原北町58番地)

Senior Researcher, Kinugasa Research Organization, Ritsumeikan University

²日本ミクニヤ株式会社社員 本社サテライト (〒556-0021 大阪市浪速区幸町3-1-10)

Staff, Satellite office, Mikuniya Corporation

³立命館大学教授 立命館グローバル・イノベーション研究機構 (〒603-8341 京都市北区小松原北町58)

Ex-Professor, Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University

⁴立命館大学教授 衣笠総合研究機構 (〒603-8341 京都市北区小松原北町58)

Professor, Kinugasa Research Organization, Ritsumeikan University

⁵枚方市立第四中学校講師 (〒573-0084 大阪府枚方市香ヶ丘5-3-2)

Teacher, Hirakata municipal middle school

⁶立命館大学教授 政策科学部 (〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1)

Professor, College of Policy Science, Ritsumeikan University

In recent years, preservation and inheritance of cultural heritage become difficult because of aging and depopulation which caused non-successor of cultural heritage and difficulties financing management of repair cultural property. In this paper, the interviews to local government and temples of Wakasa area are conducted to understand the current status of preservation and publication of cultural heritage. And based on the result of interviews, we perform a comparative analysis of the temples in Wakasa with Kyoto and Nara which are the famous historical cities in Japan, to consider the problems in preservation and inheritance of the cultural heritages in Wakasa area.

Keywords : *Wakasa area, cultural heritage, preservation and inheritance, local interview*

1. はじめに

文化財は、地域のアイデンティティの形成や歴史文化を継承していくための精神的支柱であるとともに、国・地域の文化的交流や発展を支える重要な財産である。このような文化財を後世に守り伝えることは、所有者のみならず、地域や社会において重要な課題である。特に近年、過疎化や高齢化などの社会的環境の変化に伴い、文化財の保存・継承における後継問題や、保存修復に伴う資金調達問題、保護・管理に関する情報や知識の不足など様々な問題が顕在化している¹⁾。このような問題に対応していくためには、地域における文化財の保存・継承の現状や文化財所有者が抱えている問題などを的確に把握し、現状に適した保存・継承のための改善・解決策を検討していくことが必要である。

これまで文化財の保存・継承に関する様々な研究が行われている。一例として、文化財を保存するための古材の性能分析に関する研究²⁾や、自然災害や人災、獣害などのリスクから文化財を守っていくための防災³⁾、

防犯⁴⁾に関する研究、また、文化財の保全および観光振興のための国際連携に関する研究⁵⁾および文化財継承のためのふるさと教育に関する研究⁶⁾などが挙げられる。特に、文化財の保存・継承の現状分析に着目した研究としては、伝統工芸品を対象としたその伝統工芸産業と歴史的発展を踏まえた研究⁷⁾や、歴史的建造物の保護制度から文化財の保存・活用における現状と今後の動向を考察した研究⁸⁾などがある。しかし、これらの研究は制度や歴史的な発展などに着目したマクロ的な視点からの分析が多く、地域の文化財を対象に、その保存・継承の状況を把握するための実態調査分析を扱った研究は見当たらない。

そこで、本研究では、文化財の保存・継承への取り組みに着目し、保護管理および活用上の問題点を把握することを目的とし、福井県若狭地区の行政および寺院に対するヒアリング調査を実施した。その調査結果に基づき、行政と寺院における文化財の保存、管理、活用への取り組みの実態を踏まえつつ、日本の典型的な歴史観光都市である京都、奈良の寺院との比較分析を行い、最後に所有者、地域、行政の3視点からの若狭地区の文化財の保存・継承上の課題を検討した。

2. 文化財保護制度の枠組みに基づく調査内容の設定

(1) 文化財保護制度の枠組み

平成8年の文化財保護法の改正⁹⁾により、「文化財登録制度の導入」と、「重要文化財などの活用の促進」に関する法律が定められ、より多くの文化財を後世へ継承するとともに、文化財保護の手法の多様化が図れた。その後、文化財の保存と活用を促進する取り組みが行われ、平成13年の文化庁の文化審議会文化財分科会企画調査会の報告会における「文化財の保存・活用の新たな展開」¹⁰⁾では、文化財保存、活用における国、地方および民間、3アクターの取り組みの方向性を示すとともに、保存と公開・活用の在り方および文化財を生かした地域づくりを提示した。このような動きにより、行政における文化財保存・継承への方針は、従来の文化財そのものの保存から、保存と活用の両立に向けた取り組みに転換した。また、平成20年には、文化財の保護対象を、単体から周辺環境および文化的景観を含む周辺地域に拡大するとともに、地域による文化財の活用を積極的に促すための「歴史まちづくり法」¹¹⁾が制定された。これにより、市町村が策定し、主務大臣（文部科学省、農林水産省、国土交通省）より認定された「歴史的風致維持向上計画」の実施状況を自己評価していくことで、文化財を活かした地域づくりの支援が行われた。このような取り組みは、平成25年の文化庁の文化財保護に関する補助金の配分からも確認できる。図1によると、文化財の保存修理に関する予算は29%を占めるものの、公開・活用および文化財を生かした地域活性化などに関する事業は半分以上を占め、現在行政が文化財を活かした保護・活用への支援に注力していることが分かる。

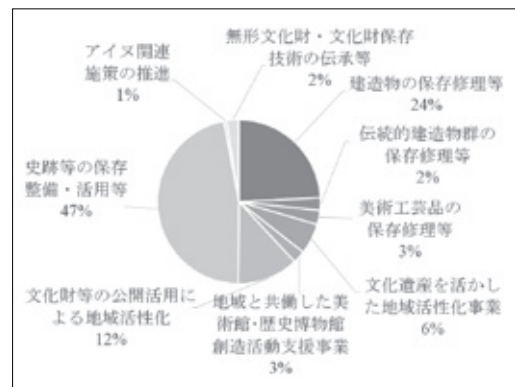


図1 平成25年の文化庁の文化財保護に係わる予算の内訳¹²⁾ (総額406.6億円)

(2) 本研究における調査内容の設定

上記のような文化財保護制度の枠組みに鑑み、地域における具体的な文化財の保存状況および公開活用状況、文化財を活かした地域活性化などの現状を考察するため、地方行政および文化財の所有者への文化財保存・継承に対するの実態調査を計画した。

日本の歴史文化の中心地である京都や奈良は、行政以外に様々な公共団体や研究機関から、修理技術、情報提供、事業助成など多方面のサポートがなされている。また、日本の代表的な歴史観光都市として、国内外からの大勢の観光客による観光収入により文化財を保護、維持、管理することができるため、比較的経済状況が裕福な地域である。それに比べて、国宝など貴重な文化財が集積しているものの、観光地として開発されていない地域の文化財の保存・継承状態を考察する必要がある。

そこで本研究では、京都や奈良などの中央地区と離れているが、数多くの文化財を保有している地域として、特に若狭地区を対象にした。福井県の嶺南地方に位置する若狭地区は、古代から大陸や半島の文化を伝える玄関口として、文化の交流および物資の交易の中心地であった。1200年の歴史を有する奈良東大寺二月堂への「お水送り」の神事や、鎌倉時期から室町時代の中期末までに存在し、京都東寺の荘園の一つであった若狭国の太良荘（現在小浜市太良庄にある）などは、若狭地区と京都や奈良などの中央地区との昔からの深

い関係を示している。このように、長い歴史文化を有し、多くの文化財が現存している地域であるが、文化遺産観光地としてそれほど注目されていないことから、本研究では、若狭地区を対象に文化財の保存・継承の実態調査を行った。

また、調査内容としては、「歴史まちづくり法」の第5条の内容である「文化財の保存又は活用に関する事項」¹¹⁾で検討されている項目を参照し、「文化財の修理」、「文化財の保存、活用のための施設」、「文化財の防災」、「文化財の保存および活用の普及・啓発」、「地域住民や各種団体との連携」などを対象に、インタビューを実施した。

3. 若狭地区の寺院を対象とした文化財保存・継承に関するヒアリング調査

(1) 調査対象地（小浜市とおおい町）の概要

若狭地区は、小浜市を中心に先史時代から近代までの数多くの文化財が現存している。本研究では、若狭地区の市町村のうち、ヒアリング調査を実施した小浜市とおおい町の役所および同地域の寺院の調査結果を対象とした。

小浜市は、人口30,728人で、指定文化財244件（うち、国指定56件）を有し、人口別指定文化財の保有数は0.0079件で、京都市の0.0035件より多い。年間入り込み客数は約140万人で、そのうち約40万人（約28.6%）の観光客が遺跡や国宝巡りを目的として訪れていた¹³⁾。

おおい町は、人口8,796人で、指定文化財76件（うち、国指定8件）を有し、人口別指定文化財の保有数は0.0086件で、小浜市よりも多い。また、おおい町では、年間約80万人の観光客数が訪れている¹³⁾。

(2) 調査の概要

表1 若狭地区へのヒアリング調査の概要

	役所へのヒアリング調査		寺院へのヒアリング調査	
	おおい町	小浜市	おおい町	小浜市
調査時間	2014年1月21日	2014年1月22日	2014年2月1～2日	2014年2月1～2日 2014年3月1～3日
調査対象	おおい町 教育委員会	小浜市 教育委員会文化課	寺院A、 寺院B、寺院C	寺院D、 寺院E、寺院F
調査目的	文化財の保存・継承における地方行政の公的制度の実行状況を考察するため		文化財の保存・継承における所有者が抱えている問題点を考察するため	
面談者	文化財担当者		住職又は檀家	
調査者	立命館大学歴史都市防災研究所の教授2人、研究員2人および学部生1人			

役所における調査では、おおい町と小浜市の教育委員会の文化財担当者に対し、文化財の保存修理に関する補助制度および現在抱えている問題などについてヒアリングを実施した。また、寺院に対する調査では、おおい町の3寺院A、B、Cと小浜市の3寺院D、E、Fにおいて、住職など寺院の管理人から保存・継承に関する現在の状況を伺った。調査の概要について、表1に示す。

(3) 行政に対するヒアリング調査結果

役所に対する調査結果を主に以下の4点にまとめた。

①指定文化財の修理における補助金制度については、小浜市では他の都道府県と同様で、国指定文化財の場合は、国庫補助後の費用を県、市・町および所有者が各々1/3を負担することになっていた。おおい町では、国と県の補助以外の9割を町で負担し、所有者が1割のみ負担することを要綱上に定めることにより、所有者の負担を軽減する予算の仕組みを整えていた。

②文化財の修復については、所有者から要望を出す場合が多いが、役所から所有者に修理を依頼する場合もあり、毎年予算計画を立てた上で、順次実行し、柔軟に対応していた。

③文化財の自然災害や人災、獣災、盗難などにおける防災、防犯対策の面については、インターネット上で防犯カメラを遠隔監視するシステムや、犯罪警報システムなどといった対策が挙げられるが、所有者に定期的な費用負担が発生するため、実現できなかった。

④現在文化財の保存・継承における一番の問題として後続の問題が挙げられた。文化財の価値は益々増加

しているものの、寺社の檀家や氏子の軒数は年々減少している。また、寺院の管理人は他の仕事を兼任することが多いため、拝観時に対応できない場合が多く、文化財の公開ができなくなっている。

(4) 寺院に対するヒアリング調査結果

寺院に対するヒアリング調査の結果について寺院ごとにまとめた。なお、各寺院の保有文化財の種類および件数について表2に示す。

表2 各寺院における保有文化財の種類および件数

	おおい町			小浜市		
	寺院A	寺院B	寺院C	寺院D	寺院E	寺院F
文化財の保有件数	重要文化財：2件	重要文化財：3件	重要文化財：2件、町指定文化財：6件	重要文化財：6件、県指定有形文化財：48件、県指定有形民俗文化財：100件	重要文化財：4件、小浜市指定天然記念物：1件	国宝：2件、重要文化財：4件、県指定民俗文化財：399件

a) 寺院A

おおい町では国宝級の仏像が7躯あるが、多湿のため、収蔵庫を建立し、その中に仏像を安置する動きがあった。この収蔵庫の補助金は国が1/2、県が1/4、町が1/4を分担し、所有者の負担額はなかった。伽藍の修復の際は、檀家による積み立金を基金とし、1軒当たりで平均80万円程度を負担して修復した。建築に必要な木材は付近の山から檜と杉を調達し、木材を販売したお金を基金として補った。防災防犯対策については、収蔵庫には防犯カメラのような設備などは特になく、センサー警報器を設置し、警報音は火災報知機と併用していた。しかし、警報音の音が小さく、周辺の檀家の家まで届かない恐れがあった。

b) 寺院B

3 軀の仏像は、盗難、腐朽などを避けるため鉄筋コンクリート造の収蔵庫の中に安置されている。仏像の修理は、大正時代に京都の修理所で行われたことがヒアリング調査で確認できた。檀家は 17 軒で比較的少ないという現状である。防犯対策については、10 年前に仏像の盗難未遂があり、その後収蔵庫と仏堂の両方に警報器を設置し、外壁にはカメラも設置した。しかし、それらは、現在、正常に作動されていない。観光客数については、昨年度は 30 名程度の団体が、4~5 団体あり、年間を通じて観光客は殆どいなかった。

c) 寺院C

過去の仏堂は正面7間の建物であったが、現在仏像は収蔵庫に安置されている。収蔵庫は45年前（1968年頃）に建築され、工事費は約4,000万円を要したが、おおい町が全額負担した。この金額の負担は、大飯原子力発電所からの地域貢献として行政に交付される補助金により実現したものである。仏像は重要文化財に指定されているため、修理における補助率は国が85%で、残りの15%を県・町・所有者が5%ずつ負担することとなっている。本寺院の管理については、専任の住職がいなく、他の寺院の住職が兼任していた。

d) 寺院D

若狭・小浜地域には、県内の指定文化財のほぼ半数に相当する 130 数ヶ所の寺院が存在している。また、文化財を守ろうという意識は比較的に高い地域でもある。檀家は平均 40~50 軒あり、観光寺院になっているところも多いが、檀家（地域住民）が守ろうという意思が強く、地域がお寺を支えていると考えられる。行政の文化財の維持管理に対する補助については、1 寺院に年間 1 万円を支援していることが分かった。修理補助金に関しては、本堂の 12 年前の屋根の葺き替え工事の場合、総工事費 1 億数千万円を要したが、そのうち約 1 千万円を所有者・檀家が負担した。昭和 40 年の本堂の解体修理時の負担額は、檀家と山での伐採からの収入から得られたが、現在は山から得られる収入がなくなった。昭和 50 年頃に全国的に Discover Japan のキャンペーンをきっかけに、国宝巡りバスが登場し、この時の観光収入はもっとも多かったが、それ以後は右肩下がりであった。地域との連携については、年 4 回、地域の人々がお寺に集まり、参拝し、食事をする「お講」を実施していた。また、檀家との繋がりを維持するための「齋米寄せ」や、地域住民が順番に寺社を毎日巡回する「日参」というのも実施されていた。さらに神社に神主が常住していないため、地域住民が禰宜の役割を交代で担っていた。現在の問題点としては、保存・継承のための経費の確保や文化財管理者（後継者）問題、世代間（住民）での文化財に対する保護意識の違いなどが挙げられた。

e) 寺院E

本寺院は、神仏習合を伝える全国有数の寺院であり、本堂の中央と内々陣に向かって左1間にだけ仏像が安置されている。右1間は神々の場所として、大きな神棚と仏様が安置されていた。明治時代までは神々の建物が多く並んでいたが、現在はご神体のみが収蔵庫に安置されている。本堂は奈良時代から4度の火災に遭っており、現在の建物は室町時代に建てられたものである。檀家や氏子がいなく、住職は寺院の管理・維持が大変であるという現状がある。

本寺院の継承は、奈良の東大寺・二月堂と関係が深く、奈良の「お水取り」に先がけて、毎年3月2日から1週間「お水送り」の行事を行っている。これは、鵜の瀬という場所でお供え物の“お水”を流し、10日間かけて奈良東大寺・二月堂に届ける神事であり、毎年本寺院の住職、本山の僧侶6名および地元の人7名により行われ、本番のお水送りの際は、約200人の地域の住民が手伝っている。また、本寺院では、お講の一つとして地域と一緒に「お水送り」の行事を営むための「鵜の瀬講」を行っていた。

f) 寺院F

檀家数は20軒である。国宝に指定されている本堂と三重塔の屋根の葺き替え工事が2012年に行われ、その総工事費は2億5千万円で、国が7割負担し、残り分を県・市・所有者が1/3ずつ負担した。火災保険に加入していたため、10年間の積立金2,000万円を修理費用として調達することができた。現在は修理費用の問題に加え、人件費の維持も課題である。防犯対策については、他の寺院で20年前に仏像1躯が盗難に遭い、本寺院にも常習犯がいたため、警報器と火災報知器を併用して鳴るようにしている。観光客数については、ゴールデンウィークをピークとして年間1万～2万の観光客が訪れている。このような拝観者数は京都の清水寺などに比べると極めて少ない。平成元年～2年には拝観者数が10万人を超えたが、バブル崩壊後に右肩下がり急落し、現在は8～9割減少している。NHKの連続テレビ小説「ちりとてちん」の放映や、JRの広報による宣伝効果は特になかった。若狭地域は京都・奈良に比べ文化的には劣っていないものの、行政による観光ルートの開発や文化財に対するアピールなどは、特に効果がなく、観光客数の増加につながらなかった。地域との連携については、お寺同士の連携会として持宝会があり、年2～3回の集まりがある。

4. 調査結果に基づく文化財保存・継承の実態の地域間の比較分析

(1) 分析の考え方

本研究では、若狭地区の歴史文化の集積地である小浜市とおおい町の代表的な6寺院を対象として調査を実施した。そこで、同じく中央地区の代表的な寺院であり、文化財の保護および活用への方策や取り組みが充実している京都の清水寺と奈良の興福寺を例として取り上げ、若狭地区の6寺院との比較分析を行うことで、若狭地区が抱えている保存・継承の問題点を抽出し、考察を行った。

地域間の比較分析を行うために、2章で設定したヒアリング調査の内容に基づき、調査結果で得られた保存・継承の状況を示す項目を、ハード面（保管施設と防災・防犯施設）とソフト面（管理体制、修復・維持管理費用の調達、公開・活用、地域との連携）に分類し、それぞれの項目を具体化し、評価指標として設定した（図2）。そこで、各評価指標を踏まえた地域間の比較分析を行った。

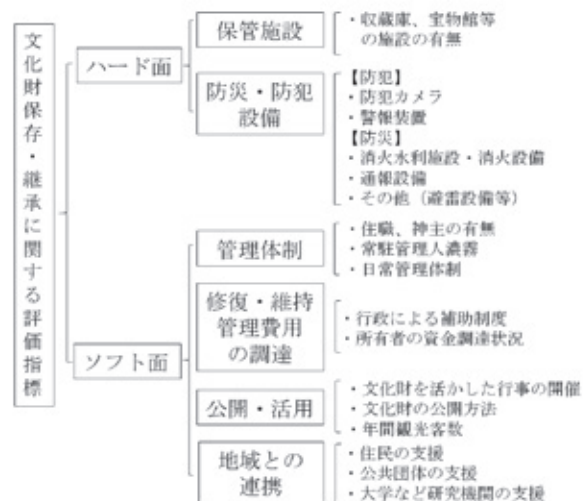


図2 地域間比較分析のための評価指標の設定

(2) 文化財の保存・継承力の地域間比較

図2に示した項目に基づいた各寺院の指標のデータを表3に示す。おおい町と小浜市の指標は行政と寺院に対するヒアリング調査の結果を参照し、清水寺と興福寺の各指標におけるデータは、「文化財所有者を対象とした人災・獣害の現状と防衛システムに関する調査研究」⁴⁾および両市の統計データと寺院のホームページを参照した。分析結果を以下に示す。

a) 保管施設について

清水寺と興福寺では文化財を保管するための収蔵庫を設置している。また、おおい町では全部の仏像（国宝や重要文化財に指定されているもの）を寺院ごとに収蔵庫に保管していたが、小浜市では、寺院Eのみ収蔵庫を有していた。

興福寺では、1959年に興福寺宝物収蔵庫として国宝館を建設し、仏像彫刻・絵画・工芸品・典籍文書・考

表3 文化財の保存・継承の地域間比較

文化財保存・継承の指標		香狭地区						京都、奈良		
		おおい町			小浜市			京都市	奈良市	
		寺院A	寺院B	寺院C	寺院D	寺院E	寺院F	清水寺	興福寺	
ハード面	保管施設	収蔵庫、宝物館等	○	○	○	×	○	×	○	○ ⁴⁾
	防犯設備	防犯カメラ	×	○	-	○	-	-	○	×
		警報装置	○	○	-	○	○	○	○	○
	防災設備	水利施設（貯水池、貯水槽、水路、放水銃等）	○	-	-	○	-	-	○	○
		消火設備	○	-	-	○	-	○	○	○
		通報設備（火災報知機、サイレン等）	○	-	-	-	○	○	○	○
その他（避雷設備等）		×	×	×	×	×	×	○	○	
管理体制	住職、神主	×	×	×	○	○	○	宗教団体が保護、維持管理、公開・活用対応等を担っている。		
	常駐管理人	×	×	×	×	○	○			
	日常管理体制	住職は他の寺院と兼務	管理人が他の職と兼務	住職は他の寺院と兼任	住職が管理、住民が巡回	住職と管理人	住職と管理人			
文化財の修復・維持管理のための資金調達状況	指定文化財の修復に対する行政の支援	国(約70~85%)、県(国負担以外の1/3)、残りを町が9割、所有者が1割負担			国(約70~85%)負担の残り分を県、町、所有者が1/3ずつ負担、所有者の収入によって調整される。			国(約70~85%)負担の残り分を県、町、所有者が1/3ずつ負担、所有者の収入によって調整される。 ¹⁴⁾		
	収蔵庫の建築に対する行政の支援	国が50%、県が25%、町が25%を負担			国が50%、県が25%、所有者が25%を負担			国が50%、県が25%、所有者が25%を負担		
	所有者の資金調達状況	①檀家負担、②近所の山(10町)からの木材の収入	-	-	①所有者と檀家負担、②観光収入	お水送りの収入	①所有者の火災保険の積立金、②山林百十数町からの収入	平成大改修：観光入場料より総修理費用の半分を支出 ¹⁵⁾	中金堂再建：1口2,000円から寄進 ¹⁶⁾	
公開・活用	文化財を活用した行事の開催(年間開催日数)	×	×	×	×	お水送り(7日)	×	千日詣り、 ¹⁵⁾ 青龍会など28種類	春日社参式、 ¹⁶⁾ 通願会等11種類	
	文化財の公開方法	事前予約	団体客	事前予約	通年	通年	通年	通年	通年 ¹⁶⁾	
	年間観光客数	ほとんどいない	約150人	ほとんどいない	-	お水送り時3000人	1~2万	-	通願会等行事の場合：数千人 ¹⁷⁾	
地域との連携	住民の支援(軒数)	43	17	0	40~50	0	20	住民が参加した文化財の防災訓練など		
	住民が参加する行事(年間開催回数)	お講(年4回)	お講(年4回)	お講(年4回)	お講(年4回)	お水送り(年1回)・鶴の御講	持宝会(年2~3回)			
	公共団体の協力	×	×	×	×	×	×	京都古文化保存協会、奈良市文化振興センター等		
	大学等研究機関	×	×	×	×	×	×	奈良の文化財研究所等		

○：有、×：無 -：データ無 ※：清水寺および興福寺のハード面の全部のデータの参考文献である。

古資料などの寺宝を各所から集めて最優秀品を展示し、文化財を保存すると同時に、観光客に公開する両役割を果たしている。それに対し、おおい町では、保温保湿や防犯のため、町からの支援を受け（収蔵庫の建立に必要な費用を国が1/2、県が1/4、所有者が負担すべきの残りの分を町が全額負担した）、すべての国指定文化財を収蔵庫に安置しているものの、平常時に管理人が他の仕事を兼任しているため、拝観時に対応できず、指定文化財としての公開義務を担うことが困難である。興福寺の国宝館のように、町で保存・公開のための施設を建立し、統一に管理・公開することも検討されたが、地域の信仰対象である仏像の移動および他の場所に安置することは、地域住民から同意を得られなかった。文化財を保存・継承していくためには、文化財そのものの保存のみならず、文化財が有する文化的価値を周知させ、継承していくことが重要であるが、観光客が少ない若狭地区では、保存と公開を両立させることが困難であることが明らかになった。

b) 防災、防犯について

京都の清水寺や奈良の興福寺では、防災・防犯設備が充実している。おおい町と小浜市の寺院でも、警音器や防犯カメラなど、防災、防犯設備は設置されているが、正常に作動していないところが多かった。また、多くの寺院で、常駐の管理人がいないため、インターネット上で遠隔監視できる防犯システムの導入を検討したが、所有者の定期的な費用の負担が発生するため、システムを導入することができなかった。小浜市とおおい町の寺院では、防災・防犯設備を充実させるための支援が必要であることが確認できた。

c) 維持管理について

寺院の規模にもよるが、清水寺や奈良の興福寺では宗教法人が日常の保護管理、および観光客の受け入れなどを総轄している。若狭地区では、住職や神主がいない寺社が多く、住職が他の寺院との兼任であるため、常駐の管理人もいないことから、日常の保護管理および防犯上の管理が難しいことが現状の課題である。ところが、小浜市の寺院Dにおける、地域住民が順番にお寺を巡回する「日参」や、神社に神主が常駐していないことに起因する地域の住民が禰宜の役割の順番を決めて順行する仕組みは、地域住民が寺院の日常管理に参加し、文化財の保護・管理に貢献するとともに、お寺と地域住民との連携を維持する有効な手段であると考えられる。

d) 修理、維持管理費用について

行政からの国指定文化財の修理に関する補助金については、清水寺と興福寺および小浜市では、国が70%～85%を負担し、残りの分を県（府）、市（町）および所有者が1/3を負担することが通常であるが、おおい町では、国、県の負担の残り分を町が9割、所有者が1割を負担し、所有者の負担を軽減させる仕組みとなっている。若狭地区では原子力発電所の地域貢献対象となっている地域は多いが（小浜市を除く）、おおい町のみが発電所からの補助金を文化財保護として活用している。しかし、現在は原子力発電所の反対運動が続いている中で、今後の持続可能性が懸念されている。

また、所有者の資金調達については、京都市の清水寺の場合、平成の大改修における総予算の半分を、観光客による入場料収入から支出し、観光客からの募金を行っている。奈良の興福寺の中金堂再建には、総額60億円を要し、地域住民および観光客から1口2,000円で寄進を募り、修理費用に当てた。若狭地区では、各寺院の檀家による積立金と林業や農業からの収入を基金として文化財の修理を行っており、檀家の数が減少し、観光収入も減少している中で、今後の修理費用を如何に調達するかが課題となっている。

e) 公開活用について

京都の清水寺は、京都観光の主な目的地として、年間数多くの国内外の観光客が訪れている。また、奈良の興福寺では、毎年開催される行事（春日大社初詣、興福寺追儺会、薪御能など11種類）への観光客数は毎年数千人に達している。それに対し、おおい町では、年間通しても観光客が殆どおらず、観光収入から修理、維持管理費用を基金することは困難である。小浜市の寺院Eの場合、「お水送り」の行事に毎年約3000人が訪れ、行事に参加している観光客からの収入（大松明の購入）を寺院の維持管理費用に調達している。寺院Fには年間1～2万の観光客が訪れているものの、当面の人件費の確保が寺院の負担となっている。このような資金上の問題を解決するためには、他の公開・活用の方法を模索する必要がある。

f) 地域との連携について

京都や奈良には、地域住民が参加した文化財の防災訓練や、文化財の保存修理を支援するための多くの団体（京都古文化保存協会、奈良市文化振興センターなど）が存在し、また大学などの研究機関と連携した保存技術、防災、観光など多くの分野の研究が行われている。しかし、若狭地区は公共団体や研究機関などからの支援はほとんどなく、これまで檀家（地域住民）により文化財が守られてきた。寺院Dの場合は地域住民が日常の寺院の管理に参加し、文化財を守ろうという意識が高いことが確認できた。このような地域住民との繋がりを文化財の保存と活用に向けた取り組みに活かして、文化財を活かした地域づくりを一層推進するとともに、高齢化や過疎化による檀家数の減少など、今後の継承上の問題を検討する必要がある。また、多く集積している地域の文化財および文化財所有者を支えるためのNPOなどの団体による支援が必要である。

(3) 考察

京都の清水寺、奈良の興福寺との比較分析により、若狭地区の寺院における文化財の保存・継承上の問題を考察し、所有者、地域住民、行政の3アクターの視点から文化財保存・継承に抱えている課題を検討した。

①所有者の視点から：拝観に来る観光客が少ないため、京都、奈良のように拝観料から文化財の保存修復および維持管理費用を捻出することが難しく、また、高齢化や過疎化による檀家の数も減少しているため、今後の保存・継承していくための資金調達がもっとも大きな課題として挙げられる。また、常駐管理人がいない寺院が多く、防犯のための巡回や拝観時の対応などが困難であり、文化財の日常の保護管理を支援するための仕組みが必要である。

②地域住民の視点から：若狭地区ではこれまで檀家（地域住民）の支援により文化財の保存修復、管理が維持されてきた。また寺院の行事への住民の協力などから、地域住民の文化財に対する保護意識が高いと言

える。しかし、檀家の数の減少や若者の文化財保護への低下、さらに寺院管理者や檀家集の後継者問題が役所に対するヒアリング調査で確認できた。そのため、現在の地域住民との繋がりを維持させていくことが重要であると考えられる。

③行政の視点から：若狭地区は、人口規模に比べ京都や奈良より文化財が多く集中しているものの、寺院巡りなどに訪れる観光客数は比較的に少ない。文化財を保存・継承していくためには、所有者と周辺住民による保存だけでは限界があり、文化財の公開・活用のため支援や文化財を活かした地域づくりなど、文化財の保存と活用を両立するための方策を検討する必要がある。

5. おわりに

本研究では、若狭地区のおおい町と小浜市の役所および寺院に対するヒアリング調査を実施し、文化財の保存・継承における現状を考察するとともに、京都の清水寺と奈良の興福寺との比較分析を行うことで、若狭地域が文化財の保存・継承に抱えている問題点を検討した。今後の研究課題としては、地域の文化財の保存・継承の実態を全面的に把握するためのアンケート調査を実施し、より具体的な指標設定に基づく定量化分析を行っていきたい。このような調査および分析により、寺院の規模や特徴などの諸要素を考慮したより具体的な地域間の比較分析および地域全体の実態の把握することが可能となり、若狭地区における文化財の保存・継承の問題を全面的に検討していくとともに、今後の文化財の保存・継承のための持続可能な方策への提案につなげていきたい。

謝辞：ヒアリング調査に対応して頂いた小浜市およびおおい町の教育委員会の文化財担当者および各寺院の面談者の方々に深く感謝の意を表す。また、本研究における調査は研究拠点形成プログラム「歴史都市を守る文化遺産防災学推進拠点」の支援を頂いて実施したものであり、関係者の各位に謝意を表す次第である。

参考文献

- 1) 大阪府登録文化財所有者の会：大阪府における登録文化財所有者アンケート結果報告書，2007.
- 2) 佐々木康寿・山崎真理子・吉野安里・住岡雅将・棚橋秀光・大岡優・鈴木祥之：伝統的建造物に向けた古材の強度性能推定，歴史都市防災論文集Vol.6，pp. 321-328，2012.
- 3) 大東良輔・大窪健之・林倫子・西山翔：住民による文化財防災に向けた日常活動と防火活動に関する追跡調査－京都市文化財市民レスキュー体制を対象として－，歴史都市防災論文集Vol.6，pp. 185-192，2012.
- 4) 朴ジョンヨン・崔青林・金玟淑・谷口仁士：文化財所有者を対象とした人災・獣害の現状と防衛システムに関する調査研究，歴史都市防災論文集Vol.7，pp. 161-168，2013.
- 5) 加藤英一：観光機関などによるベトナム・ドンラム村における国際協力、文化遺産保全及び観光振興のための効果的な連携の考察，日本国際観光学会論文集，第20号，pp. 89-95，2013.
- 6) 石松崇：地域の歴史文化遺産を継承するために－香美町「ふるさとガイド」の取り組み－，地域・大学・文化，神戸大学大学院人文社会研究科地域連携センター年報Vol.5，pp. 134-138，2013.
- 7) 外山徹：生きた文化財・伝統的工芸品の継承に関する現状と課題，明治大学博物館研究報告，第9巻，pp. 21-37，2004.
- 8) 荻谷勇雅：文化財建造物保存と活用の新展開，政策科学，第15巻3号，pp. 57-76，2008.
- 9) 文部科学省HP：文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について，http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19960830001/t19960830001.html，1996.
- 10) 文化庁HP：文化財の保存・活用の新たな展開－文化遺産を未来に生かすために－，http://www.bunka.go.jp/1hogo/kikaku/kikakuchousakai_2_siryoushou3.htm006C，2001.
- 11) 国土交通省HP：歴史的風致維持向上計画，<http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/nintei/nintei.html>，2008.
- 12) 文化庁HP：平成26年度文化庁予算の概要，http://www.bunka.go.jp/bunka_gyousei/yosan/pdf/26_yosan.pdf，2014.
- 13) 福井県：平成23年（第59回）福井県統計年鑑，2011.
- 14) 京都府文化環境部：文化財を守り伝える京都府基金等，2012.
- 15) 清水寺HP：清水寺の一大修復プロジェクト平成の大改修，<http://www.kiyomizudera.or.jp/yodan/vol3/index.html>，2014.
- 16) 興福寺HP：<http://www.kohfukuji.com/>
- 17) 奈良市観光経済部観光戦略課：奈良市観光入込客数調査報告，2011.